

東清水線（仮称）新設工事業 環境影響評価方法書に対する知事意見

【全般的事項】

1-1. 複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-2. 事業計画の適切な図示

鉄塔位置、工所用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所等を、適切な縮尺の図面により、準備書に示すこと。

また、これらの計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。

1-3. 環境影響評価項目の追加選定

調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。

1-4. 保安伐採に係る影響評価

保安伐採によって変化した環境の影響は、供用後にも及ぶことから、供用後の影響について、関係する環境影響評価項目を追加すること。

1-5. ルートゾーン選定の経緯

Aルートゾーンを選定した経緯について、動植物に関する項目も含め、Bルートゾーンとの比較検討結果を整理し、準備書に記載すること。

1-6. 専門家の助言

調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-7. 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

【個別事項】

2-1. 動植物生態系

(1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

(2) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古く、希少動植物の一部がリストに掲載されていないなど、不十分であることから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

(3) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。

(4) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分留意すること。

(5) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。

2-2. 猛禽類

(1) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上、環境保全措置を検討すること。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(2) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

(3) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

2-3. 水生生物

(1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

2-4. 景観

(1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

(2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

2-5. 発生土

(1) 発生土の処理方法等の記載

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。

(2) 発生土置き場の影響評価

発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。